

短期生活入所介護 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合2割対象の方

平成30年4月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(2割負担分)						サービス合計 × 1.55 (地域区分調整)	介護保険負担 限度額段 階	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)
	基本 サービス費 (円)	看護体制 加算 I (円)	夜勤職員 配置加算 I (円)	機能 訓練加算 (円)	サービス提 供体制加算 I (円)	介護職員処遇 改善加算(I)						
要介護 1	584	4	13	12	18	所定単位数 × 加算率 8.3%	1,442	第1段階 0	0	100	0	
							1,442	第2段階 0	0		0	
							1,442	第3段階 0	0		0	
							1,442	第4段階 1,150	1,620		4,312	
要介護 2	652	4	13	12	18		1,598	第1段階 0	0	100	0	
							1,598	第2段階 0	0		0	
							1,598	第3段階 0	0		0	
							1,598	第4段階 1,150	1,620		4,468	
要介護 3	722	4	13	12	18		1,758	第1段階 0	0	100	0	
							1,758	第2段階 0	0		0	
							1,758	第3段階 0	0		0	
							1,758	第4段階 1,150	1,620		4,628	
要介護 4	790	4	13	12	18		1,913	第1段階 0	0	100	0	
							1,913	第2段階 0	0		0	
							1,913	第3段階 0	0		0	
							1,913	第4段階 1,150	1,620		4,783	
要介護 5	856	4	13	12	18	2,064	第1段階 0	0	100	0		
						2,064	第2段階 0	0		0		
						2,064	第3段階 0	0		0		
						2,064	第4段階 1,150	1,620		4,934		

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しています。居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算し、保険内30日を超えて長期利用する方は1日だけ全額自己負担になります。

※介護職員処遇改善加算 I ……所定単位数×加算率8.3%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。長期利用者に対する減算(-30円/日)、療養食加算(1回8円/1日に3回限度)、個別機能訓練加算(56円/日)、在宅中重度受入加算(413円/日)

医療連携強化加算(58円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、緊急短期入所受入加算(90円/日)

※その他

* 各種教室(茶道150円、陶芸250円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、喫茶コーナー(50円/コーヒ一代)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1620円/利用時)、

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。